

三菱UFJビジネススクエア

平成4年2月3日第三種郵便物認可
平成22年11月1日発行（毎月1日発行）通巻251号

SQUET 11

November 2010
スケット

特集

2010年度税制改正 —中小企業のための活用法—



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

増税か？ 減税か？

中小企業が押さえておくべきポイント

「交際費の損金特例」や「欠損金の繰戻還付」など、

中小企業にとって見逃せない税制は、引き続き減税となった。

一方、親会社が資本金五億円以上の中小企業は、

「グループ法人税制」の整備により、

さまざまな特例が使えなくなった。

中小企業と経営者にかかわる法人税、所得税、

相続・贈与税の改正項目について解説する。

落合 孝裕

落合会計事務所 所長・税理士



1961年、東京都生まれ。83年、横浜市立大学を卒業。大手食品メーカー勤務を経て、91年、税理士登録。96年に独立し、落合会計事務所を開設。資産家向けの資産税、中小企業向けの会計・税務を専門とする。また中小企業大学校、東京商工会議所などで研修・セミナー講師としても活躍。著書に「ポイント早わかり 減る税金増える税金」(中経出版)、「社長!こんな会社が倒産します」(共著・中経出版)、「面白いほどよくわかる経理のしくみ」(日本実業社)など。

改正の
ポイント

「租税特別措置法」の抜本的見直し

「租税特別措置法」とは、経済政策などの理由で、法人税や所得税などの国税について、二〜三年といった期間を定めて税負担を主に減らす措置のことです。「少額減価償却資産の特例」や「中小企業投資促進税制」などの優遇税制が多く、中小企業でもよく利用されています。

しかし、その税制措置が本当に優先度の高いものなのか、特定の業界や一部の企業に片寄っていないかなどの問題が指摘されています。そこで、民主党は税制改正を進めるにあたり、「公平・透明・納得」の三原則のもと、抜本的見直しをすることになりました。

「租税特別措置法」に規定された措置や特例のうち、産業政策などで税負担軽減を行う「政策税制措置」に該当する国税二四一項目すべてについて、今後四年間で抜本的な見直しを行います。

見直しのポイントは、
①期限が到来したものは、原則として期限到来時に廃止とし、必要なものは存続する

②「政策税制措置の見直しの指針」に照らして必要なものは、三年の期限で存続するか、もしくはは期限なしで存続するかのいずれかを検討する
となっています。

存続すべきかどうかは、「指針」によります。今年度の見直しでは国税で四一項目が廃止、縮減されましたが、必要なものは期限延長ということと、とくに中小企業において広く活用されているものは、その多くが存続されます。

なお、見直しとともに、租税特別措置法の適用を明らかにするために、新たに「租特透明化法」が制定されました。これにより、二〇一一年四月一日以後に終了する期から、法人税関係の特別措置を適用する場合、法人税申告書に「適用額明細書」の添付が必要になります。この明細書には特別措置の内容、適用額などを記載します。

次ページ以降の「税制改正Q&A」では、租税特別措置法の中から中小企業に関連が深いものを、①〜⑥で解説しています。

1 交際費の損金算入限度額 六〇〇万円は今年も使えるのか？

Q 当社の交際費は五〇〇万円ほどなので、一期六〇〇万円までを限度に、交際費の九〇％が経費として認められる「交際費の損金算入特例」を活用しています。この軽減措置は、今年も有効なんでしょうか？

A この特例は、二〇一二年三月三十一日まで延長されますので、今年も減税措置は利用可能です。

「交際費の損金算入特例」の延長とは

【ポイント】

- ① 資本金一億円以下の会社は、六〇〇万円以下の交際費の九〇％を損金（経費）として算入できる。なお、六〇〇万円を超えた部分は、全額が損金不算入（経費と認められない）
- ② 資本金一億円超の会社は、全額が損金不算入
- ③ 資本金が一億円以下であっても、大企業（資本金五億円以上）の子会社の場合、この特例は適用されない

【適用期間】

●二〇一二年三月三十一日までに開始する事業年度

【解説】

二〇〇九年年度の税制改正で、資本金一億円以下の会社について、損金算入限度額の基準が四〇〇万円から六〇〇万円に引き上げられました。二〇一〇年度の税制改正においても、この制度がそのまま延長されています。

【賢い利用法と注意点】

社外の人を含めた飲食代については、資本金の額にかかわらず一人当たり五〇〇〇円以下のもは交際費から除外され、会議費として処理することができます。会議費であれば、その支払った全額が経費になります。

図表 中小企業の交際費の損金算入



出所：簿外参考書「ポイント早わかり減税税金増える税金」

2 三〇万円未満のパソコンを 一台購入したいのだが？

Q 当社は資本金一億円以下の中小企業なので、三〇万円未満の設備やパソコンなどは、少額減価償却資産として全額損金算入してきました。この特例はまだまだ有効ですか？

A この制度は二年間延長されましたので、三〇万円未満ならば、全額損金として処理できます。

「少額減価償却資産の特例」の延長とは

【ポイント】

- ① 適用されるための要件は、資本金一億円以下で、大企業（資本金一億円以上）の子会社でないこと。また、青色申告をしていること
- ② 一事業年度で、合計三〇〇万円までが限度
- ③ 「税抜き経理」をしている場合は、消費税抜きの金額で判定
- ④ 使用を開始した時点で経費になることに注意

【適用期間】

●二〇一二年三月三十一日まで

【解説】 税法ではすべての企業において、取得価額が一点一〇万円未満の資産については、その資産を購入して使用を開始したときに、全額損金（経費）にすることが出来ます。一方、資本金一億円以下の会社の場合は、一点三〇万円未満の資産まで全額損金として算入が認められ、税金が大幅に優遇されています。

本制度は中小企業に広く使われているため、期限が二年間延長されました。

【賢い利用法と注意点】

当初の予想より業績が良くなった場合など、期末ぎりぎり設備投資をして適用することもできますので、使い勝手のいい制度となっています。

ただし、実際は翌期に購入しているのに、領収証の日付を決算期末直前にして経費に計上し、後の税務調査で納品書や配達伝票の日付から、脱法行為とみなされたというケースもあるようです。このようなことのないよう、十分ご注意ください。

3 今年度の赤字決算は繰り戻しできるか？

Q 今年度は売り上げが思うように伸びず、赤字になる見込みです。昨年度は黒字でしたので、繰戻還付制度を利用することができでしょうか？

A 「欠損金の繰戻還付」は、大企業ではすでに適用停止となっていますが、中小企業に限り引き続き適用が認められています。今年度に生じた欠損金は、前年度に支払った法人税から繰戻還付を受けることができ、減税効果があります。

「欠損金の繰戻還付」の適用とは
【ポイント】
 ①適用されるための要件は、資本金一億円以下で、大企業（資本金五億円以上）の子会社でないこと。また、青色申告をしていること

②還付可能なものは法人税のみで、法人住民税、法人事業税は適用不可
 ③還付額は、次のように計算する。
 前期の法人税額×(当期欠損金額÷前期所得金額)

④還付額は前期の法人税額が限度
【適用期間】
 ●中小企業に限り二〇一二年三月三十一日まで適用が認められている

解説
 「欠損金の繰戻還付」とは、前期が黒字で当期が赤字の場合に、前期に納めた法人税の全部ないし一部を繰り戻して還付を受けることができる制度です。

この制度は、一部を除き長い間適用が停止されてきましたが、中小企業の資金繰りを支援する意味合いもあり、二〇〇九年度の税制改正で、中小企業に限り適用が再開されています。

【賢い利用法と注意点】
 法人税法では、繰戻還付を行うと、法人税の税務調査が行われる取り扱いとなっていますが、還付の件数が多いためか、現状では必ずしも行われていないようです。
 赤字が出た場合、欠損金を翌期以後に繰り越す「欠損金の繰越控除」でも、ほぼ同じ効果が期待できますが、資金繰りを考慮すると、先に法人税の繰戻還付を受けるほうが有利です。

4 デジタル機器導入を進めたい

Q 本年度はITに対する投資を重点的に行おうと思っていますが、特別償却や税額控除は使えますか？

A 中小企業が設備投資のために、機械やコピー機などを購入した場合の「中小企業投資促進税制」が延長されましたので、特別償却や税額控除が利用できます。

「中小企業投資促進税制」の延長とは
【ポイント】
 ①適用されるための要件は、資本金一億円以下（「税額控除」は三〇〇万円以下）で、大企業（資本金一億円以上）の子会社でないこと。また、青色申告をしていること

②「特別償却」は、通常の減価償却費とは別に上乗せし

て償却できる制度
 ③「税額控除」とは、通常の減価償却費とは別に、法人税額そのものを控除する制度。その期の法人税額の二〇％が上限となっている

解説
 資本金一億円以下の会社が、図表に示した資産を購入した場合、取得価額の三〇％の「特別償却」か七％の「税額控除」の、いずれかを選択適用することができます。

【賢い利用法と注意点】
 中小企業での活用が多い制度です。その事業年度のみ黒字が大きかった会社は一時に大きな節税ができる「特別償却」、経常的に黒字の会社は「税額控除」の適用がよいでしょう。

資産を購入した期が赤字の場合でも、翌年度への繰り越しが可能であるため、購入した年度に必要な書類を提出することをお勧めします。翌期が黒字になれば、節税することが可能です。

図表 「中小企業投資促進税制」の対象

対象となる減価償却資産(いずれも新品であること)	金額基準
機械および装置のすべて	1台・一式160万円以上
一定の器具および備品(パソコン、デジタル複合機)	1台120万円以上
一定のソフトウェア	1期70万円以上
普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)	なし
内航船舶(取得価額の75%が対象)	なし

(中小企業庁資料より作成)

5

サーバーやソフト設備を強化したい

Q I-T設備のセキュリティを強化したいと思っています。何か税制上の特例はないでしょうか。

A 従来の「中小企業等基盤強化税制」が拡充され、「中小企業情報基盤強化税制」が追加されました。中小企業がI-Tサーバー、ソフト設備を取得する際の減税制度です。

「中小企業等基盤強化税制」の拡充とは

「ポイント」

- ①適用されるための要件は、資本金一億円以下（「税額控除」は三〇〇〇万円以下）で、大企業（資本金一億円以上）の子会社でないこと。また、青色申告をしていること
- ②特別償却の不足額、税額控除で限度額を超えた部分は、翌期への繰り越しが可能
- ③廃止された従来の「情報基盤強化税制」の支援対象に加えて、仮想化ソフトウェアなどが追加された

「適用期間」

●二〇一一年三月三十一日まで

解説

中小企業が図表に示した設備を一期で合計七〇万円以上を購入した場合、取得価額の三〇％の「特別償却」か七％の「税額控除」の、いずれかを選択適用できます。税額控除はその期の法人税の二〇％が上限です。

「賢い利用法と注意点」

この制度は、一事業年度の合計金額で判定されます。取得した資産の一つずつの金額が小さくても合計での判定ですから、期末ぎりぎりまで七〇万円に満たないときには、決算までに不足金額相当を追加投資することも考えられます。

図表 「中小企業情報基盤強化税制」の対象となる設備
(いずれも新品であること)

1	基本システム ①サーバー用のOS(*1) ②①がインストールされたサーバー ③仮想化ソフトウェア(*1、*2)
2	データベース管理ソフトウェア ①データベース管理ソフトウェア(*1) ②①+財務会計、顧客管理などのソフトウェア
3	連携ソフトウェア(*1)
4	1~3と同時に取得されるファイアウォール(*1)
5	1~3と同時に取得される侵入検知システムなど(*1、*2)

*1: I-SO認証取得など、一定のセキュリティ要件を満たしたものに限定

*2: 2010年4月1日より追加

(中小企業庁資料より作成)

6

研究開発投資を新たに行いたい

Q これまで当社は研究開発をあまり行っていません。研究開発促進税制というものがあると聞きました。中小企業でも、利用することはできるのでしょうか。

A 研究開発のために支出した試験研究費に対する税額控除が延長されました。それを利用することができます。

「研究開発促進税制」の税額控除の延長とは

「ポイント」

- ①総額型（期限のない措置）
すべての企業で試験研究費の総額に対して、八〜一〇％の法人税を控除することが可能だが、とくに資本金一億円以下の中小企業の場合は、控除率が一二％と高い。その期の法人税額の二〇％が上限（二〇一〇年度、及び二〇一一年度は三〇％まで）となっている
- ②増加型または高水準型
さらに、次の二つのいずれかを選択し、総額型に上乗せ適用が可能である

◆増加型 ……試験研究費の増加額を元に控除額を計算

◆高水準型 ……平均売上高の一〇％を超える試験研究費を元に控除額を計算

「適用期間」

●②の上乗せ部分は、大企業も含め、二〇一二年三月三十一日まで

解説

試験研究費に対しては、「税額控除」を適用することができます。支出した試験研究費の総額を元に計算する「総額型」に加えて、増加額を元に計算する「増加型」、または「高水準型」のいずれか選択したものを上乗せして適用できます。

「賢い利用法と注意点」

制度が複雑なので、三つの制度のどれが適用できるのか、よく調べたうえで進める必要があります。増加型は、過去二期より試験研究費が増えていることが条件です。このためあまり試験研究費を使ったことがない会社でも適用できます。経済産業省のホームページなどを参考にしてください。

7 「一人オーナー会社」 社長の給与の扱いは？

Q 私の会社は、株主と役員がすべて親族で、社長である私の給与の一部が経費にならずに、法人税が増額してしまいました。今年からこの制度がなくなると聞きましたか……。

A ご質問は、二〇〇六年に創設された「特殊支配同族会社の損金不算入」のことです。社長の給料の一部が会社の経費に算入できなかったこの制度は、今回廃止になったので、御社は減税になると考えられます。

③二〇〇六年四月に創設されたが、四年間で廃止された
〔適用期間〕

●二〇一〇年四月一日以後に終了する事業年度から廃止

解説 同族で株式を保有している、いわゆる「実質一人オーナー会社」の社長の給与について、給与所得控除相当分が法人税の対象となる制度は、今まで、次のように計算されてきました。

たとえば、社長の給与が一〇〇〇万円の会社の場合、給与所得控除は二三〇万円。これが損金不算入で会社の課税対象となり、これまではその約四〇%、九二万円の法人税等が課せられることになっていました。(図表2)

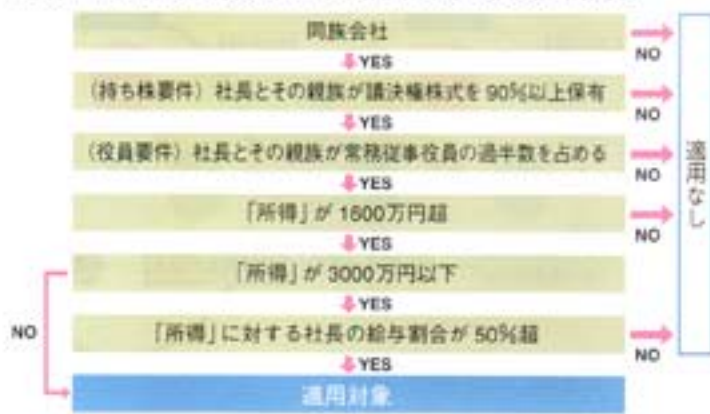
「特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入措置」の廃止とは「ポイント」

①「特殊支配同族会社」とは、図表1の「持ち株要件」と「役員要件」のいずれにも該当する同族会社のこと

②法人税の課税所得と社長の給与との合計額が、過去三年間の平均額で一六〇〇万円超を超え、社長の給与の割合が五〇%を超えている会社などが対象となっていた

個人事業主との課税の不均衡を是正するという趣旨で設けられていたこの制度は、二〇一〇年四月一日以後に終了する事業年度から廃止され、対象となっていた会社にとっては大きな減税となります。ただし、二〇一〇年度税制改正では、「一人オーナー会社」の社長の給与について、会社で経費とし

図表1 「特殊支配同族会社」の損金不算入制度の適用対象



*この場合の「所得」とは、①法人税の対象となる課税所得と、②社長の給与との合計額のこと。過去3年間の平均額

て損金算入され、さらに個人でも給与所得控除の対象になるという「二重控除」の問題が指摘されています。そのため、個人事業主の課税との間に不均衡が生じ、それを是正するための抜本的措置が、二〇一〇年度税制改正で講じられることになっていきます。〔賢い利用法と注意点〕

図表2 損金不算入額の計算例



(図表1・2とも出所：簿記検定「ポイント早わかり減る税金増える税金」より)

けなないように、持ち株の一〇%超を取引先などの第三者に保有してもらい、持ち株要件をはずす対策がありました。が、今後は不要となります。ただし、二重控除の解消が盛り込まれる予定の「二〇一〇年度税制改正」は、今年の二月中旬ごろに発表されますので、その動向をしっかりと確認していく必要があります。

8

複数の同族会社を経営しているが 税法上の取り扱いが変わるのか？

Q

「グループ法人税制」が、二〇一〇年一〇月から導入されたと聞きました。中小企業にもかわるものですか？ 私は、同族会社をいくつか経営していますが、この税法は適用されますか？

A

新しい「グループ法人税制」が創設され、実質的に同族関係者が一〇〇%支配する会社間の取引に関して税法上の取り扱いが変更になりました。中小企業の経営者が複数の会社を営んでいる場合、そのほとんどが該当し、新税制の対象となるケースが生じます。この税制は強制適用となりますので、ご注意ください。

「グループ法人税制」の導入とは

「ポイント」

◆中小企業にとくに関係がある点は、次のとおり。

①資産の譲渡損益(図表1)

固定資産、土地、有価証券など、帳簿価額一〇〇万円以上について、グループ内取引により生じる譲渡損や譲渡益は、その資産がグ

ループ外に移転するまで、計上が繰り延べられ、グループ内での損失は計上できない

②寄付金の取り扱い(図表2)

グループ会社(法人に限る)より資金援助など税法上の寄付金を受け取った場合、全額が益金不算入となり、支払い側の損金も全額不算入となる

③受取配当の取り扱い

二〇一〇年四月一日以後に始まる事業年度から、グループ会社より受け取った配当については、全額が益金不算入。受け取った配当を決算書でいったん収益に計上し、税金計算でマイナス調整する

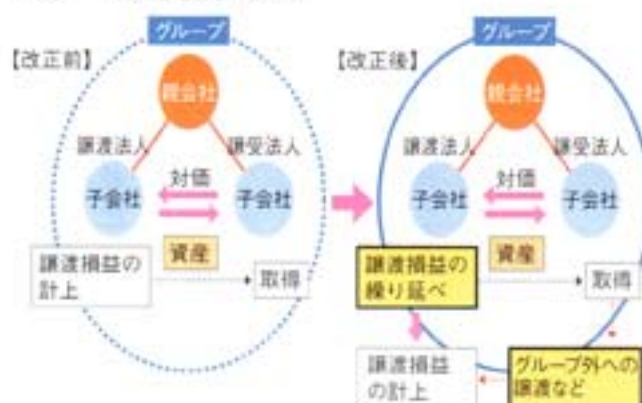
④中小企業特例の不適用

親会社の資本金が五億円以上の場合、その一〇〇%子会社は中小企業の特例の適用ができなくなり、「欠損金の繰戻還付制度」などが利用できなくなる

◆グループ会社の定義は次のとおり。

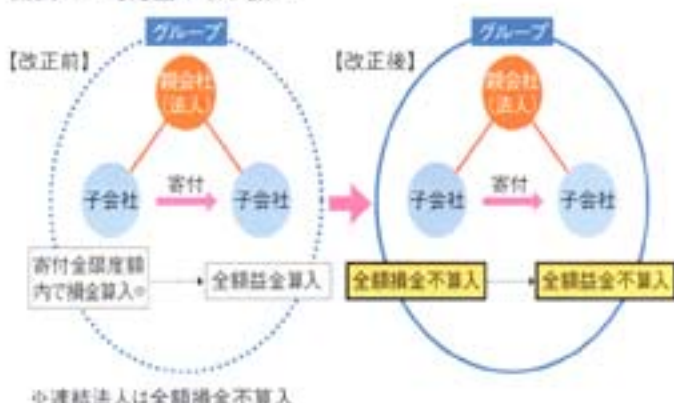
(ア)A社がB社の株を一〇〇%保有している場合の両社が該当
(イ)同じオーナー経営者の一族が、

図表1 譲渡取引時の課税



(国税庁資料より作成)

図表2 寄付金の取り扱い



A社とB社の株を一〇〇%保有している場合の両社が該当

〔適用期間〕

●資産の譲渡損益、寄付金の取り扱いは、二〇一〇年一〇月一日から

●受取配当の取り扱い、中小企業特例の不適用は、二〇一〇年四月一日以後に始まる事業年度から

解説

企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつあるなか、さらに会社の組織形態の多様化に対応し、課税の中立性や公平性を確保するために、グループ法人税制の見直しが行われました。

「賢い利用法と注意点」

ポイント①により、含み損を抱える資産について、グループ会社へ売却することによる節税ができなくなりました。

またポイント②により、これまでグループ会社への資金援助を経費として処理していたものが、税務調査で否認されるケースがよくありました。今後はまったく問題がないこととなります。

9 共同経営者にも退職時の保障をしたい

Q 共同経営者となっている妻や後継者である息子も、「小規模企業共済制度」に加入できるようになったと聞きました。いつから加入できますか？

A 今までは、個人事業者の奥さんや息子さんなどが共同経営の担い手であつても、「小規模企業共済」の対象にはなりませんでしたが、制度改正により、二〇一一年一月一日から加入が可能になります。

【適用期間】
●二〇一一年一月一日から

解説 「小規模企業共済制度」とは、個人事業者や小規模企業の役員が、将来の廃業時、引退時の生活資金や事業再建資金を確保することを目的とした制度です。毎月掛け金を支払うことで、

将来、個人事業者が事業をやめるときや、会社役員を退任したときに、共済金を受け取ることができ

【ポイント】
①共同経営者が支払った掛け金の全額が、所得控除の対象になる
②将来受け取る共済金は、退職所得または公的年金などの雑所得の対象となる
③共同経営者が、事業の経営について重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担していることが適用要件

④加入できる共同経営者は、一事業につき一人まで

今回の制度改正で、配偶者や後継者などの共同経営者も、加入対象として認められるようになります。これは、小規模企業の場合、その経営は共同経営者の協力によることが大きく、共同経営者の老後の生活資金を確保することを考慮したためです。

【賢い利用法と注意点】
改正を機に、共同経営者の加入を検討するのでもいいでしょう。しかし、加入者が共同経営者であることは、継続的に確認されますので、経営実態に即した活用が求められます。

10 家族経営だが、同居親族も「退職金共済」に加入したい

Q 家族経営の会社を営んでいます。「中小企業退職金共済制度」が改正されたと聞きました。どのような点が変わったのですか？ また、従業員である妻も加入できるようになったのでしょうか？

A 今後「中小企業退職金共済」の加入対象が広がります。関連の法律改正後ですが、同居親族のみが従業員の場合でも、加入できるよう変わります。一掃に働いている配偶者の方も、加入が可能になります。

【ポイント】
次のように改正される予定。
①事業主が同居親族である従業員に対して支払った掛け金は、その全額が必要経費となる
②掛け金は、従業員の給与金額に算入されない
③従業員が将来受け取る退職金は、「退職所得」または「公的年金等の雑所得」扱いとなる

解説 「中小企業退職金共済」とは、中小企業向けに国が運営する退職金制度のことで、会社ないし個人事業者がその従業員を対象に加入します。会社または事業主は、将来の従業員の退職金に充てるため、毎月掛け金を支払い、掛け金は会社、個人事業者い

ずれも経費になります。新規加入の事業者に対しては、一部、国から助成があります。退職時には、従業員は共済事業本部から退職金を受け取るようになります。現状では、同居親族のみを従業員として雇用している企業は、加入の対象にはなりません。これから必要な法律の改正を前提として、制度が改正される予定です。

【賢い利用法と注意点】
この改正は、「中小企業退職金共済制度の一部を改正する省令」の施行日から適用されますが、まだ現段階で、詳しい内容は発表されていません。今後の改正の情報を確認したうえで、加入を検討することをおすすめします。

11

取引先の倒産への
リスクヘッジを行いたい

Q

取引先の倒産による連鎖倒産を防ぐために、倒産防止共済に新規加入したいと思っています。貸付金の限度額はいくらでしょうか。また、掛け金は経費にできますか？

A

取引先が倒産した場合に貸し付けられる「中小企業倒産防止共済制度」の限度額が、今回の改正で、三三〇〇万円から八〇〇〇万円に大幅アップしました。また、掛け金は、会社、個人事業者いずれも経費になります。さらに、貸し付けを受けることに、掛け金総額から貸付金の一〇分の一が費用として控除されます。

「中小企業倒産防止共済制度」の拡充とは

【ポイント】

次のように限度額がアップした

- ① 掛け金月額…八万円→二〇万円
② 掛け金総額の限度額…

三三〇〇万円→八〇〇〇万円

- ③ 共済金の貸付限度額…

三三〇〇万円→八〇〇〇万円

- ④ 早期償還手当金を創設

⑤ 適用されるための要件は、中小企業であること

【適用期間】

● 二〇一一年一〇月までに施行予定

解説

「中小企業倒産防止共済制度」とは、国が運営する保険制度で、取引先が倒産した場合に、積み立てた掛け金総額の一〇倍を限度に共済金を無利子、無担保、無保証で迅速に貸し付けて、連鎖倒産を防止する制度です。

前述の改正のほか、二〇一〇年七月一日より、取引先が私的整理（弁護士などから支払い停止通知がある場合に限る）を行う場合も「倒産」扱いとなり、共済金の貸し付けを受けられるようになります。

【賢い利用法と注意点】

この制度は加入後、自由に解約することもできます。掛け金の払込み月数が四〇カ月以上で、共済金の貸し付けを一度も受けていない場合は、掛け金の全額を解約手当金として受け取ることができ

12

取得金額の不明な上場株を
持っている

Q

以前、親から譲り受けた上場会社の株式で、取得費がわからないものがあります。取得費はどう決めたらいいでしょうか。

A

持っている株式の取得費がわからない場合、譲渡した価額の九五％が譲渡益として課税され、税負担が非常に重くなるため、「みなし取得費の特例」という制度ができました。一般口座にある株式で適用可能なら、制度が廃止になる前の二〇一〇年中に、活用を考えたほうがいいでしょう。

「上場株式等の取得費の特例」の廃止とは

【ポイント】

① 「みなし取得費」を使えるのは、二〇一〇年九月三〇日以前に取得している上場株式

② 「みなし取得費」は、二〇一〇年

一〇月一日の終値の八〇％

③ 東京証券取引所のホームページなどで確認が可能

【適用期間】

● 二〇一〇年一二月三十一日まで

解説

株式を売却した場合、売却代金から「取得費」を差し引いた金額が、利益または損失になります。仮に取得費が不明な場合は、売却代金の五％しか認められません。

ただし、二〇一〇年九月三〇日以前に取得した上場株式については、二〇一〇年一二月三十一日まで売却した場合に限り、「本来の取得費」ではなく、銘柄ごとの「みなし取得費」を使って計算することができると。この特例は二〇一〇年いっぱいまで廃止になりますのでご注意ください。

【賢い利用法と注意点】

上場会社の株式であれば、購入時に証券会社から書類を受け取っていますが、紛失していた場合は、「みなし取得費」を使うといいでしょう。

また、「本来の取得費」よりも「みなし取得費」のほうが大きければ、二〇一〇年中に売却したほうが、節税になります。売却予定があれば、事前に比較計算することをおすすめします。

13 子供の住宅取得のための資金を贈与したい

Q

会社の後継者となる息子が家を建てるので、資金の一部を贈与したいと考えています。非課税枠はいくらまででしょうか。

A

直系尊属（親、祖父母）から住宅取得資金の贈与を受けた場合、贈与税の基礎控除（二二〇万円）のほかに、一定額が非課税となる限度額が今年は一五〇〇万円と大きくなりました。適用要件がありますので、確認してください。

ような要件があります。

◆贈与を受ける人の条件

- ①二〇歳以上
- ②翌年三月三十一日までに住宅を取得し、二月三十一日までに居住することが見込まれる
- ③翌年、贈与税の申告をする
- ④合計所得が二〇〇〇万円以下（サラリーマンなら年収二二八四万二〇五円以下）

◆家屋の要件

- ①登記簿上の床面積が、五〇平方メートル以上
- ②中古の場合は、耐火建築物……築二五年以内
それ以外 ……築二〇年以内

※「耐震基準適用証明書」などで証明されたものは、年数制限なし

- ③床面積の二分の一以上が居住用
- ④「賢い利用法と注意点」
相続時精算課税の二五〇〇万円の特例控除と組み合わせると、さらに大きな資金を非課税で受け取ることが出来ます。こちらは、父母からの贈与に限られ、相続時には贈与資金を持ち戻して相続税を計算します。

【適用期間】

- 二〇一〇年一月一日から二〇一一年二月三十一日まで

解説

住宅を取得するための資金にかかる贈与税の非課税枠を適用するためには、次の

14 同居していない子どもにも自宅を相続させたい

Q

将来の財産分与として、自社株を後継者の長男へ、二四〇平方メートルの土地と自宅を妻と、別居している次男へと考えています。自宅不動産にかかる相続税はどうなりますか？

A

相続税の計算をするにあたっては、被相続人の財産のうち、一定の宅地について、宅地の種類に応じて一定額が減額される「小規模宅地の評価減」の制度があります。これにより、あなたの場合は、別居している次男に宅地を相続させると、この軽減措置が適用できなくなるため、相続税が高くなります。

「小規模宅地の評価減の特例」の見直しとは

【ポイント】

- ①居住または事業の継続
相続税の申告期限（相続から一〇カ月以内）までに居住または事業を継続しない宅地については、評価減の適用が不可
- ②共同相続（共有）の取り扱い
共同相続の場合、適用の対象となる人が引き継いだ分しか、評価減が適用できなくなった
- ③自宅兼賃貸建物の取り扱い
改正前は、敷地全体に特定居住用（八〇％減）の適用が可能だったが、改正後は、自宅の敷地に対応する部分しか適用ができなくなった

解説

改正前は、「小規模宅地の特例」の改正によって、事業や居住を継続しない宅地は適用除外になり、増税になります。また、質問のケースのように、居住・非居住の相続人による共同相続の場合も扱いが変わりました。

改正前は、自宅の敷地を共同相続する場合、配偶者または同居している親族がその一部でも引き継げば、全体の評価額が八〇％減（二四〇平方メートルが上限）となりました。しかし改正後は、配偶者または同居している親族が引き継いだ分しか評価減が適用されなくなりました。